

# 動物販売時説明書（カメ類）

この説明書は、動物の健康及び安全の確保並びに危害又は迷惑等の防止が図られるように、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第4号の規定に基づき、動物購入の契約に当たってあらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を行うために作成したものです。疑問の点は遠慮なく説明者にご質問いただき、十分な理解のもとに適正な飼養保管されますようお願いいたします。

## 飼養保管方法

### 1. 飼養施設、用具及び環境（規則第8条第4号二、ソ関係）

#### (1) 飼養施設、用具

飼養施設は、動物の大きさや習性に応じた十分な広さを備えたものを用意しましょう。また、清掃等が容易で、逃げ出したりしない構造のもの、突起物等により傷害を受ける恐れがないものを選びましょう。

- 水槽等の飼育容器又は池など（陸ガメは水場不要）、甲羅干しのための陸場、保温器具、照明器具など。

#### (2) 清掃等

動物の健康と安全を守るため、定期的に掃除や消毒を行い、適切な衛生状態を維持しましょう。

- 清掃は汚れの程度を見ながら必要に応じて実施。不衛生になりがちなため特に水換えをこまめに行うか、ろ過装置を使うこと。

#### (3) 環境

適切な日照や通風等の確保を図り、適切な温度や湿度が維持された飼養環境を確保しましょう。

- 自分で体温の調整ができない外温動物であることから、寒くなると体が動かせなくなり、餌も食べることができなくなるので、適切な設備により適温を保つこと。
- 多くのカメ類では、カルシウム等の代謝を促すため、日光浴や昼間の時間帯に点灯する紫外線照明が必要である。
- 種類によっては、泳ぎ・潜ることができるような深くて広い水場、カメの体が半分ぐらいに浸るだけでよい水場、潜ることのできる砂場、歩き回れるような陸地等の環境を用意すること。また、これらの広さはできる限り広くすること。

### 2. 食事と栄養管理（規則第8条第4号ホ関係）

動物等の種類や品質、発育状況等に応じて適正に給餌・給水を行いましょう。

#### (1) 食事の種類

- 種によって食性が全く異なる。肉食種にはエサ用の昆虫類・マウス・魚・肉など、草食種には野菜・果実・野草などを、種によって異なる食性に合わせて給餌。雑食性の種については、両者をバランス良く給餌すること。また、飼育下では不足しがちな、ビタミンやカルシウム等の栄養剤を必要に応じて補給すること。

#### (2) 食事の回数や量

- 種類、成長のステージ、季節、体調に合わせて適量を調整しながら給餌すること。

#### (3) 飲み水

水棲種は、水槽の水を利用するので、特に別容器で用意する必要はありません。飼育水をきれいに保つよう心が

けましょう。陸棲種は、種ごとの習性に応じた給水を行いましょ。

#### (4) 注意すること

動物によっては、与えてはいけない食べ物があるので注意が必要です。また、与え過ぎによる肥満も、動物の健康にとっては好ましくありません。

- ① 人の食べ物をみだりに与えないこと。カメ類と人とは体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の元になるおそれがある。
- ② 食事は時間を決めて与え、残した時はすぐに片付けること。食べ残しを放置すると腐敗し、衛生上よくない。
- ③ 食事の与え方を間違えると嗜好性を示してしまい障害を起こす例が多いので、飼育書等を参考に適切な種類の給餌に心がけること。

### 3. 運動及び休養（規則第8条第4号へ関係）

動物の習性等に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保するようにしましょ。

- ① 静かな環境に置くこと。
- ② 種によっては飼育下においても休眠を行うものもいるが、かなりの危険が伴うことが多いので、繁殖を考えない場合は、冬でも冬眠させないように適温を維持すること。

### 4. しつけ（規則第8条第4号ソ関係）

特に注記すべきことはありません。逸走には、くれぐれも注意しましょ。

### 5. 手入れ（規則第8条第4号ソ関係）

動物の健康を保つためには、日頃の手入れは大切です。体中をくまなく観察することは、病気や異常の早期発見につながります。

- 水棲ガメは甲羅にコケが生えることがあるが、ブラシ等で除去する必要はないといわれている。

### 6. 病気（規則第8条第4号ト関係）

#### (1) かかりやすい主な病気

動物の種や品種によりかかりやすい病気があります。

- ① ハーダー氏腺炎：ビタミンAの不足が主な原因で発症する病気。まぶたが腫れ、眼球が飛び出したり、目が開かなくなったりする症状が発生する。
- ② くる病：カルシウム不足、ビタミンD、日光浴（紫外線の照射）の不足が原因で発症する病気。甲羅が柔らかくなったり、甲羅や脚が変形したりする症状が発生する。
- ③ 皮膚病：不衛生な水環境等が原因で発症する病気。手足や首などにカビ等が付着する。

#### (2) 人と動物との共通感染症

動物から人へ、人から動物へうつる病気を、人と動物との共通感染症といい、200種類以上あるといわれています。主な共通感染症及びカメ類にかかりやすい感染症には、次のようなものがあります。

- 犬 : パスツレラ症、皮膚糸状菌症、回虫症、狂犬病など
- 猫 : 猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、狂犬病など
- ウシなど : Q熱、クリプトスポリジウム症、腸管出血性大腸菌など
- サル : Bウイルス病、細菌性赤痢、結核など
- ネズミ : レプトスピラ症、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱など
- 鳥類 : オウム病、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱など
- ミドリガメ類 : サルモネラ症など

○ サルモネラ症：不衛生な水環境等が原因で起こる、細菌性の食中毒の代表的な病気である。人に感染すると、急性胃腸炎等の症状が出て、ときには敗血症を起こし命にかかわる事態にかかわる事態になる場合もある。幼児・高齢者・妊婦は特に注意を要する。実際、国内でもミドリガメから感染した事例がいくつか報告されている。

### (3) 健康管理と予防方法

動物がかかる病気は、感染症、腫瘍、生活習慣病など人と同じようにたくさんあります。病気を早期に発見するためには、常に元気・食欲・尿や便の状態などに注意していることが必要です。良いホームドクター（獣医師）を決めて、様子がおかしいときは早めに受診しましょう。なお、病気になったときにあわてるより、普段から正しい飼養管理に心がけることが最大の疾病予防といえます。

また、共通感染症を予防するためには、過度の接触をしない、ふんや尿は早めに処理をする、動物の体や生活環境を清潔にする、動物の体に触れたりふんや尿を扱ったりした後はよく手を洗う、などのことを守り、衛生的な飼い方を心がけていれば、必要以上に恐れることはありません。また、ゲージ等については定期的に消毒するように心がけましょう。そして、普段から動物の健康状態に注意して、具合がおかしいと思ったら、早めに獣医師に相談してください。また、飼い主自身や家族の健康状態も注意し、異常があれば医師に相談してください。

## 7. 繁殖制限措置等（規則第8条第4号チ、リ関係）

飼養頭数が増えて、適切な飼養管理ができなくなってしまった場合には、動物を劣悪な飼養環境下に置くこととなるだけでなく、人に迷惑や被害等を及ぼしたり、遺棄や虐待等の違法な事例を発生させることとなります。また、母体にも過度な負担をかけて、衰弱させてしまうおそれがあります。動物が繁殖し、飼養数が増加しても適切に飼養できる場合以外は、できる限り繁殖を制限するように努めましょう。繁殖を制限する主な方法としては、雌雄の分別飼育などがあります。

## 8. その他（規則第8条第4号ソ関係）

- 個別識別と終生飼養：マイクロチップ等による個体識別措置による所有者の明示と終生飼養は、飼い主の愛情と責任のあかしです。
- 本説明書は必要最小限のことについて記載したものです。また、カメ類については、その飼養保管方法が十分に明らかにされていない種もあります。飼養管理方法の詳細については、専門の飼育書等をご参照下さいますようお願いいたします。
- 関連法令の概要は次項に掲げたとおりですが、カメ類の中には、特定動物（動物愛護管理法）、特定外来生物（特定外来生物法）、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種（種の保存法）に指定されている種がありその飼養等が規制されていますので注意して下さい。

## 関連法令（規則第8条第4号又関係）

### 1. 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）

(1) 次の規則を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

- ① 愛護動物のみだりな殺傷、虐待又は遺棄の禁止。  
※「愛護動物」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと、あひるのことで  
す。また、これら以外で人が占有しているほ乳類、鳥類、爬虫類も含まれます。
- ② 動物取扱業（販売、保管、貸出し、訓練、展示）を行う場合は、都道府県知事等の登録を受けること。
- ③ 特定動物（危険な動物）の飼養管理を行う場合は、都道府県知事等の許可等を受けること。

(2) 飼い主の責務等として、次のことを守るように努めることとされています。

- ① 動物を「命あるもの」と認識し、みだりに殺し、傷つけ、苦しめないこと（基本原則）。
  - ② 動物の種類、習性等に応じて適正に飼養保管し、動物の健康及び安全を確保すること（健康等の確保）。
  - ③ 動物が人の生命・身体・財産に害を加え、人に迷惑を及ぼさないようにすること（危害や迷惑等の防止）。
  - ④ 動物に起因する感染症について正しい知識を持ち、予防に必要な注意を払うこと（人と動物との共通感染症  
の予防）。
  - ⑤ 動物の所有者を明らかにするため、マイクロチップ等による個体識別措置をすること（所有者の明示）。
  - ⑥ 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年5月28比環境省告示第37号)」を遵守すること。
  - ⑦ みだりな繁殖により適正飼養が困難にならないように、必要に応じて不妊去勢手術等を行うこと（繁殖制限）。
- ※特定動物の一覧等は、環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/> 参照

### 2. 狂犬病予防法 ※鳥類・爬虫類の販売時には説明不要

次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、罰金等が課せられます。

- ① 犬を飼い始めてから（幼齢犬は生後90日になったら）30日以外に区市町村長に登録を行うこと。
- ② 生後91日以上の子犬には、毎年1回、狂犬病の予防注射を受けさせること。
- ③ 鑑札及び注射済票を犬に付けておくこと。
- ④ 犬が死亡したとき、登録内容に変更があったときは、30日以内に区市町村に届け出ること。

### 3. 特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律（外来生物法）

次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

- ① 特定外来生物の輸入、飼養、栽培、保管又は運搬は、環境大臣の許可等を受けること。
  - ② 環境大臣の許可を受けていない者に特定外来生物を販売・譲渡することの禁止。
  - ③ 特定外来生物を野外に放つことの禁止。
  - ④ 未判定外来生物の輸入を届け出ること。また、判定が終わるまでの一定期間、輸入を制限すること。
- ※ 特定外来生物の一覧等は、環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/> 参照

### 4. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

- ① 国内希少野生動植物及び国際希少野生動植物種の販売・頒布目的の陳列又は譲渡は、環境大臣等の許可等を受けること。
  - ② 国内希少野生動植物種の捕獲等は、環境大臣の許可等を受けること。
- ※ 希少野生動植物種の一覧等は、環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/> 参照

### 5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣法） ※爬虫類の販売時には説明不要

次の規制を守ることが義務付けられています。守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

- ① 鳥獣の捕獲等の禁止等。
- ② 野生鳥獣（狩猟鳥獣を除く）の飼養をする場合は、都道府県知事から登録を受けること。
- ③ 販売禁止鳥獣（ヤマドリ）を販売する場合は、都道府県知事の許可を受けること。
- ④ 一定の鳥獣、鳥獣の加工品等を輸出入する場合は、適法捕獲証明書等の添付をすること。

※ 狩猟鳥獣の一覧等は、環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/choju/> 参照

## **6. その他**

それぞれの地方公共団体においては、条例により、動物の愛護及び管理に関する特別の規定を制定している場合があります。